

松阪市交通安全サポート事業所登録制度実施要綱

平成 27 年 7 月 31 日
松阪市告示第 219 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の交通安全を確保し「安全・安心な松阪（まち）づくり」を促進することを目的として、自主的に交通安全活動を実施する企業、事業所又は団体（以下「事業所等」という。）を松阪市交通安全サポート事業所（以下「サポート事業所」という。）として登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象)

第 2 条 登録の対象となるものは、松阪市内において、おおむね 5 人以上の従業員、構成員等（以下「従業員等」という。）を有する事業所等で、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 事業所等の従業員等の交通安全意識の高揚を図る活動とともに、広く市民のための交通安全活動を継続的に実施すること。
- (2) 市、警察等の関係機関が実施する施策に対し積極的な協力及び連携を図ること。

(登録期間)

第 3 条 登録期間は、登録の日から当該登録の日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、登録期間の末日までにサポート事業所から登録の取消しの申出がない場合は、当該登録は更に 1 年間更新されるものとする。

(支援等)

第 4 条 市長は、サポート事業所に対して、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 交通安全に関する情報の提供
- (2) 交通安全に関する教育教材の貸出し
- (3) 市ホームページ、各種広報媒体等における活動内容の紹介
- (4) 交通安全活動の功績が特に顕著であると認められるサポート事業所の表彰
- (5) サポート事業所の製品、印刷物、看板等への「松阪市交通安全サポート事業所」表示の承認
- (6) 前号に掲げるもののほか、サポート事業所から名入り啓発物品等の提供があった場合は、市が実施する啓発活動における当該啓発物品等の配布

(登録手続)

第 5 条 登録の申請をしようとする事業所等は、松阪市交通安全サポート事業所登録申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、登録の可否について審査し、登録することを決定したときは松阪市交通安全サポート事業所登録証（様式第 2 号。以下「登録証」という。）を申請者に交付し、登録しないことを決定したときは申請者に文書で通知するものとする。

(登録事項の変更)

第 6 条 サポート事業所は、登録事項に変更があった場合は、速やかに松阪市交通安全サポート事業所登録事項変更届出書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、登録事項を変更するものとする。

(登録の取消し等)

第7条 登録の取消しをしようとするサポート事業所は、松阪市交通安全サポート事業所登録取消申出書(様式第4号)に登録証を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出があった場合は、登録を取り消すものとする。

3 市長は、サポート事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

(1) 登録事項に偽りがあった場合

(2) この要綱に定める要件を満たさなくなると認められる場合

(3) その他市長がサポート事業所としてふさわしくないと判断した場合

4 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は当該登録を抹消したサポート事業所に文書で通知するものとし、通知を受けた事業所等は、登録証を速やかに市長に返還しなければならない。

(活動実績の報告)

第8条 サポート事業所は、当該サポート事業所における1年間の活動実績について、毎年度4月末日までに、松阪市交通安全サポート事業所活動報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(活動実態の調査)

第9条 市長は、前条の規定に加えて、サポート事業所の活動実態を把握するため必要と認める場合は、当該サポート事業所に対し、交通安全活動の内容詳細について調査することができる。

2 サポート事業所は、前項の調査があった場合は、様式第5号を用いて市長に報告するものとする。

(事務局)

第10条 松阪市交通安全サポート事業所登録制度に関する事務局は、松阪市環境生活部地域安全対策課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。